



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2018/JUN 206号

★ 特許法等の一部を改正する法律が成立 ★

本年 5 月 23 日に特許法、不正競争防止法等の一部改正法が成立し、以下のような点が改正されました。改正法の施行日は、下記 1(1) 及び 2 は本年の 6 月 9 日、1(2) は 1 年以内(未定)になるようです。

1. 特許法の一部改正

(1) 発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許出願日より前に公知となった発明は原則として特許を受けることはできません。しかし、そのような発明であっても理由を問わず一切特許を受けることができないとすることは、発明者にとって酷であり、また、「産業の発達に寄与する」という特許法の趣旨にもそぐわない場合もあります。

そこで、特許法では、特定の理由により公知となった発明を所定期間内に出願した場合、その発明は新規性を喪失していないものとして取り扱う規定を設けています。この期間は 6 か月だったのですが、これが 1 年に延長されました(特許法第 30 条第 1 項及び第 2 項)。

意匠法についても同趣旨の改正が行われました(意匠法第 4 条第 1 項及び第 2 項)。

(2) 中小企業者等に対する特許料の減免又は猶予及び出願審査の請求の手数料の減免

特許権の設定の登録を受ける中小企業者や試験研究機関等は、特許権の存続期間の第 1 年から第 10 年までの各年分の特許料が軽減若しくは免除され、又は納付が猶予されます(特許法第 109 条の 2)。

同様に、出願審査請求の手数料についても軽減または免除されます(特許法第 195 条の 2 の 2)。

ここで、「中小企業者」とは次のように定義されています。

○製造業、建設業、運輸業…資本金の額が 3 億円以下及び常勤従業員が 300 人以下の会社または個人

○卸売業…資本金の額が 1 億円以下及び常勤従業員が 100 人以下の会社または個人

○サービス業…資本金の額が 5 千万円以下及び常勤従業員が 100 人以下の会社または個人

○小売業…資本金の額が 5 千万円以下及び常勤従業員が 50 人以下の会社または個人

従来の類似制度と異なり、「非課税の法人(個人)」とか「設立後 10 年以内の法人」というような条件は付されていませんので、一律に幅広く適用されます。

2. 商標法の一部改正

商標登録出願の分割に係る手数料の納付

商標登録出願人は、二以上の商品等を指定商品等とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願(分割出願)とすることができます。改正法ではその条件として、元の商標登録出願について出願料を納付していなければならないとされました(商標法第 10 条第 1 項)。

この一見奇妙な改正の背景にあるのは、B 社(及びその会社の社長 U 氏)の存在です。B 社及び U 氏は過去約 4 年にわたり、出願料を払うことなく、年間数千件の商標を出願してきました。そして、料金納付を命じられると、出願無効処分を受ける前に分割出願するということを繰り返してきました。

これに対して、特許庁や裁判所ではさまざまな法技術を駆使して、分割出願の出願日遡及効を認めないという対策を取ってきました。例えば、B 社が出願中の自己の先願に基づいて他人の登録商標に異議申立てをしたときには、B 社の分割出願は分割前の先出願と指定商品が「同一」であって、分割要件を備えていないという理由で出願日の遡及効を認めませんでした(平成 28 年(行ケ)第 10075 号)。

このような法技術に頼ることなく、上記のようなケースでは遡及効を伴う出願の分割を認めないようにするというのがこの改正の真の目的といってもよいでしょう。